



平成29年度 福岡市消費生活センターの相談概要

商品分類別相談件数ランキング (件)

順位	商品分類	28年度	29年度
1	デジタルコンテンツ ※1 (うちアダルト情報サイト) (うち架空請求)	2,008 (626) (861)	2,145 (224) (1,348)
2	商品一般 ※2 (うち架空請求)	571 (46)	1,475 (991)
3	不動産貸借	964	892
4	インターネット接続回線	460	396
5	携帯電話サービス	307	311
6	エステティックサービス	234	271
7	工事・建築	300	270
8	フリーローン・サラ金	258	231
9	役務その他サービス	177	197
10	四輪自動車	192	180

平成29年度相談件数13,348件
 前年度(12,602件)比 746件(5.9%)増加

架空請求に関する相談が急増↗

相談件数は、前年度に比べて約6%と微増ですが、相談内容を商品分類別に見ると、デジタルコンテンツ利用料金に関する『架空請求』1,348件及び、内容も不明で身に覚えのない料金を請求される『架空請求』991件を合わせると、相談件数の約18%を占め、急増しています。

メールや葉書、封書など架空請求の手段は多様ですが、いずれも「訴訟」「裁判」「差し押さえ」等の言葉で消費者を不安にさせ、電話連絡をしてくる消費者から、金銭をだまし取ろうとしています。

絶対に業者に連絡をしないでください。

※1 デジタルコンテンツ(インターネットを通じた情報提供サービス)
 …アダルト情報サイト,オンラインゲーム,音楽情報サイトなど
 ※2 商品一般(商品を特定できない相談)
 …内容も不明で見の覚えのない料金を請求される『架空請求』など

契約は慎重に!

若年者に多いエステティックサービス契約のトラブル

エステティックサービスに関する相談者の約60%は20歳代で、相談の多くは「無料体験後に執拗な勧誘を断りきれず、高額なエステや化粧品購入の契約をしたが解約したい」等、解約に関する内容です。

エステの場合、金額が5万円以上かつ1か月以上の期間継続する契約は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフが可能で、その期間を過ぎてしまっても解約料は必要ですが中途解約ができます。

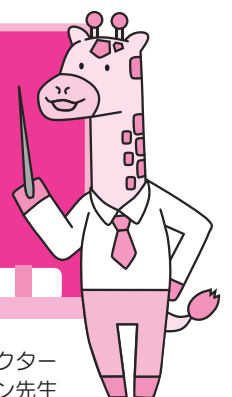
しかし、クーリング・オフや中途解約ができない5万円以下の契約を迫る事業者の相談も寄せられています。

契約は慎重に考え、必要のない場合はきっぱりと断りましょう。



架空請求・ワンクリック請求はとにかく無視!

心理的不安をおおって連絡をさせ、個人情報を手に入れようとしています。
 絶対に事業者には連絡をしないでください!

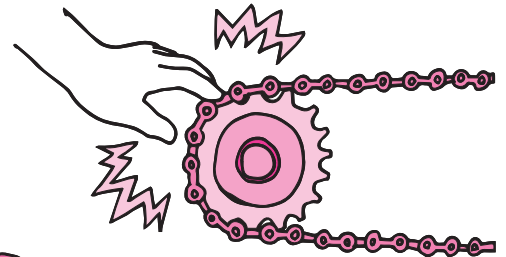


子どもの自転車事故に要注意!

～ 思いもよらないことで事故が発生しています ～

< 停車中の事故 >

事例① 2歳の男児が自転車の回転部に手を入れて遊んでいたところ、4歳の女兒が気付かずに自転車を漕いだため、男児の左手中指がチェーンとギヤの間に挟まり、指の先端を切断する重傷を負った。



事例② 自転車の後部座席に子どもを乗せていた。保護者が離れた間に自転車ごと転倒した。頭部の打撲はなかったが右ひじの痛みを訴えたため、レントゲンを撮ったところ、右腕を骨折していることが分かった。



< 走行中の事故 >

事例③ 自転車で走行中、前輪に異物を巻き込んだため前輪がロックし、バランスを崩して転倒、あごや歯を負傷した。



子どもの自転車事故を防ぐためのポイント

- 成長に応じて行動範囲や興味の対象が広がり、子ども同士で遊ぶ機会も増えるため、自転車を使用する際の注意や危険性をきちんと伝えるようにしましょう。
- 3歳児までの事故は、保護者が自転車を使用する中で、子どもが怪我をする事故が多いため、保護者自身が危険性を認識しましょう。
- 車輪が異物を巻き込んでロックされ転倒する事故が最も多くなっています。ハンドルに荷物や傘をぶら下げて運転しないよう注意を促しましょう。

消費生活センター相談コーナーのご案内

相談専用電話 092-781-0999 電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

受付時間 月曜日～金曜日（祝日は除く）9時から17時
第2・4土曜日 10時から16時（電話相談のみ）

インターネット消費生活相談

※ 相談は、福岡市内に在住または在勤・在学の個人の消費者の方に限ります。

相談無料
秘密厳守

